



島根県報

平成25年3月12日（火）

第2,477号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林（8件）	（森林整備課）	2
解除予定保安林	（　　”　　）	6
廃川敷地等の発生	（河川課）	6
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部 改正	（都市計画課）	6

【公 告】

島根県庁内情報管理基盤運用管理業務に係る提案競技の実施	（情報政策課）	7
島根県ネットワーク基盤運用支援業務に係る提案競技の実施	（　　”　　）	11
公共測量の実施	（用地対策課）	14

【教委告示】

島根県指定無形文化財の保持者の認定の解除	（文化財課）	15
島根県指定無形文化財の指定の解除	（　　”　　）	15

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		15
---	--	----

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消防防災課）	16
-------------	---------	----

告 示**島根県告示第150号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
三木 孝人	整形外科	三木整形外科ペインクリニック	出雲市斐川町併川字神立706	平成25年 3月 4日
横山 靖彦	外科	総合病院 松江生協病院	松江市西津田八丁目 8番 8号	平成25年 3月 4日
鈴木 健太郎	内科	総合病院 松江生協病院	松江市西津田八丁目 8番 8号	平成25年 3月 4日

島根県告示第151号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町重富746、747

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

旭町重富746・747（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第152号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

-
- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木976、2019－1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第153号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木2008、2012、2806
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第154号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町小馬木2005－110
 - 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
-

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第155号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下2775、3781-1、3781-3、3782-1、3782-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第156号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那1841、1843

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第157号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町河村36、37、37-1、38（次の図に示す部分に限る。）、39、40、40-1、41、42、43-1、43-2、45から55まで、1277、1277-1、1278、1279、1279-1、1280から1282まで、1282-1、1283-1、1283-2、1284、1286から1288まで、1289-1、1289-2、1290、1291、1291-1、1292、1292-1、1292-2、1293、1294、1294-1、1295から1297まで、1300、1300-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第158号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町朝倉1718

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第159号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里口467-9、弥栄町程原971-6、971-7、972-4、973-3、1004-3、1005-3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第160号

現地調査の結果、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川高津川水系抜月川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年 3月12日

3 廃川敷地等の位置

(1) 鹿足郡吉賀町抜月1356番1地先から同町抜月1077番地先まで

(2) 鹿足郡吉賀町抜月1077番地先から同町抜月1078番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 土地 602.29平方メートル

(2) 土地 159.10平方メートル

島根県告示第161号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成23年島根県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成25年 4月 1日から施行する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2項を削り、第1項第1号中「平成19年松江市告示第61号」を「平成24年松江市告示第425号」に改め、同項の項番

号を削る。

公 告

島根県庁内情報管理基盤運用管理業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県庁内情報管理基盤運用管理業務（以下「委託業務」という。）

(2) 委託業務の仕様

別に定める島根県庁内情報管理基盤運用管理業務受託者選定提案競技に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

平成25年 7月 1日から平成29年 3月31日まで

(4) 予算額

135,015千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成25年度分 27,003千円

平成26年度分 36,004千円

平成27年度分 36,004千円

平成28年度分 36,004千円

なお、平成25年 2月（第439回）島根県議会による予算議決がない場合には、契約は行わない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、単独企業にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続き

(1) 配布期間

平成25年3月12日（火）から同年4月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

4 提案競技説明会

(1) 日時

平成25年3月22日（金）午前10時から午前11時まで

(2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第4会議室

5 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部

（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。))については、写しの提出で可とする。)

(4) 県税に係る納税証明書 1部

(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部

(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

(6) 協定書の写し 1部(共同企業体の場合のみ)

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 8部

(9) 見積書 1部

6 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 5の(1)から(6)までの書類については、平成25年4月18日(木)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 5の(7)から(9)までの書類については、平成25年4月30日(火)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-5571 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては着信を電話により確認すること。)

(2) 提出期限

平成25年4月8日(月)午後5時まで

(3) 提出先

6の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成25年4月15日(月)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成25年4月23日付けで、郵送にて通知する。

9 選定方法

(1) 島根県庁内情報管理基盤運用管理業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(4) 審査は次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。

イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

6の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A data Management system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m 30 April 2013
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-5571

島根県ネットワーク基盤運用支援業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県ネットワーク基盤運用支援業務（以下「委託業務」という。）

(2) 委託業務の仕様

別に定める島根県ネットワーク基盤運用支援業務提案競技に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

平成25年 7月 1日から平成27年 3月31日まで

(4) 予算額

44,709千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成25年度分 19,161千円

平成26年度分 25,548千円

なお、平成25年 2月（第439回）島根県議会による予算議決がない場合には契約は行わない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、単独企業にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

- (ア) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

(1) 配布期間

平成25年3月12日（火）から同年4月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

4 提案競技説明会

(1) 日時

平成25年3月22日（金）午前11時から正午まで

(2) 場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第4会議室

5 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部

（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 県税に係る納税証明書 1部

（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部

（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
 - (7) 提案書提出書 1部
 - (8) 提案書 8部
 - (9) 見積書 1部
- 6 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 5の(1)から(6)までの書類については、平成25年4月18日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
イ 5の(7)から(9)までの書類については、平成25年4月30日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
 - (3) 提出先
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ
電話 0852-22-5566 ファックス 0852-22-5969
電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp
- 7 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては着信を電話により確認すること。）。
 - (2) 提出期限
平成25年4月8日（月）午後5時まで
 - (3) 提出先
6の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、平成25年4月15日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成25年4月23日付けで、郵送にて通知する。
- 9 選定方法
- (1) 島根県ネットワーク基盤運用支援業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
 - (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
 - (3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
 - (4) 審査は、次の方法で行う。
ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
 - (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
 - (6) 審査経過については、公表しない。
また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- 10 提案の無効に関する事項
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
 - (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

6の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A network system for Shimane Prefectural Government
1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m 30 April 2013
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane
Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-5566

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年 3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成25年2月7日から同年3月25日まで

3 作業地域

浜田市

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第1号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第20条第1項の規定により、平成3年島根県教育委員会告示第2号で指定した次の文化財の保持者のうち1名が死亡したので、当該1名について同条例第21条第7項の規定により島根県指定無形文化財の保持者の認定は解除されたので告示する。

平成25年3月12日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

指定告示	種別	名称	所在地	保持者	認定解除年月日
平成3年島根県教育委員会告示第2号	工芸技術	筒描藍染	出雲市大津町	長田康（安史）	平成24年2月24日

島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第21条第7項の規定により、次の島根県指定無形文化財の指定は解除されたので、同項の規定により告示する。

平成25年3月12日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

指定告示	種別	名称	所在地	保持者	指定解除年月日
平成3年島根県教育委員会告示第2号	工芸技術	筒描藍染	出雲市大津町	長田行由	平成24年6月9日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年3月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,720
- 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じ

て得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 164,327

- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

仁多選挙区	4,031
邑智選挙区	5,963
鹿足選挙区	4,316
隠岐選挙区	6,058
松江選挙区	55,689
浜田選挙区	16,256
出雲選挙区	46,690
益田選挙区	13,789
大田選挙区	10,700
安来選挙区	11,489
江津選挙区	7,104
雲南・飯石選挙区	13,241

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 164,327

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成25年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成25年 3月12日

財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木良一

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び試験場所

(1) 試験日時

平成25年 6月16日（日） 午前の試験 10時00分から（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分までに集合すること。）

(2) 試験場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成25年4月16日（火）から同月30日（火）まで（郵送の場合は、同月30日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成25年4月13日（土）午前9時から同月27日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）